

# 給与所得者の 特定支出控除について

税務署

○ この手引きは、所得税及び復興特別所得税の確定申告等において適用される給与所得者の特定支出控除制度のあらましや手続、様式について説明してあります。

※ この手引きは、令和5年11月1日現在の法令等に基づき作成しています。

## 目 次

ページ

<b>① 特定支出控除制度のあらまし</b>	
1 特定支出控除が受けられる場合	2
2 特定支出の種類と内容	
(1) 通勤費	3
(2) 職務上の旅費	3
(3) 転居費（転任に伴うもの）	4
(4) 研修費	4
(5) 資格取得費（人の資格を取得するための費用）	5
(6) 帰宅旅費（単身赴任に伴うもの）	5
(7) 勤務必要経費	5
イ 図書費	6
ロ 衣服費	6
ハ 交際費等	6
② 特定支出控除を受けるための手続	7
③ 様 式	
1 給与等の支払者の証明書	
(1) 特定支出（通勤費）に関する証明書 （兼・特定支出（通勤費）に関する証明の依頼書）	8
(2) 特定支出（職務上の旅費）に関する証明書 （兼・特定支出（職務上の旅費）に関する証明の依頼書）	9
(3) 特定支出（転居費）に関する証明書 （兼・特定支出（転居費）に関する証明の依頼書）	10
(4) 特定支出（研修費）に関する証明書 （兼・特定支出（研修費）に関する証明の依頼書）	11
(5) 特定支出（資格取得費）に関する証明書 （兼・特定支出（資格取得費）に関する証明の依頼書）	12
(6) 特定支出（帰宅旅費）に関する証明書 （兼・特定支出（帰宅旅費）に関する証明の依頼書）	13
(7) 特定支出（勤務必要経費（図書費））に関する証明書 （兼・特定支出（勤務必要経費（図書費））に関する証明の依頼書）	14
(8) 特定支出（勤務必要経費（衣服費））に関する証明書 （兼・特定支出（勤務必要経費（衣服費））に関する証明の依頼書）	15
(9) 特定支出（勤務必要経費（交際費等））に関する証明書 （兼・特定支出（勤務必要経費（交際費等））に関する証明の依頼書）	16
2 搭乗・乗車・乗船に関する証明書 （兼・搭乗・乗車・乗船に関する証明の依頼書）	17

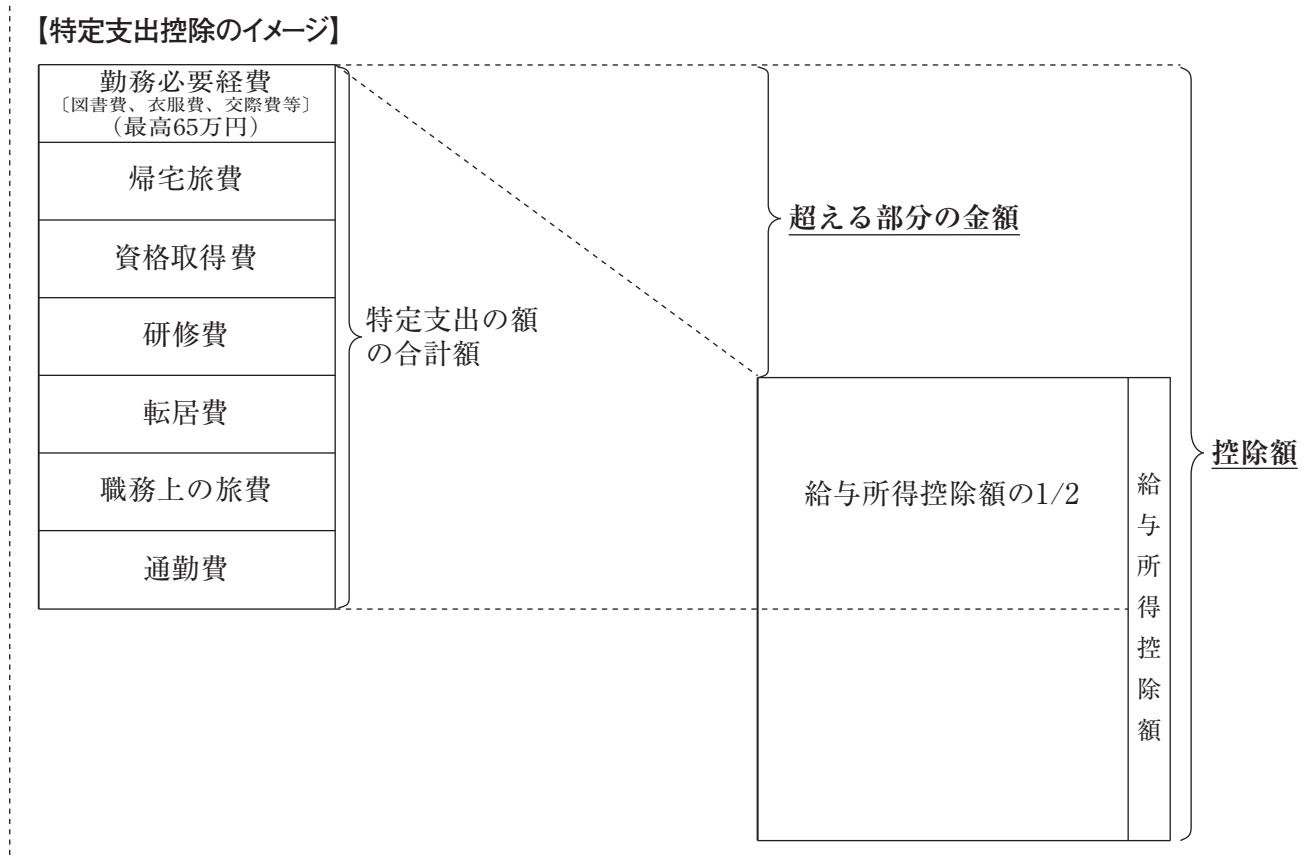
## ① 特定支出控除制度のあらまし

### 1 特定支出控除が受けられる場合

給与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除して計算することとされていますが、給与所得者が、各年において「特定支出」をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が、給与所得控除額の2分の1相当額を超えるときには、その年分の給与所得の金額は、次の算式により求めた金額とすることができます。

#### 【算式】

$$\text{給与等の収入金額} - \left\{ \text{給与所得控除額} + \left( \frac{\text{その年中の特定支出の額の合計額}}{\text{給与所得控除額の1/2}} \right) \right\} = \text{給与所得の金額}$$



(注) 一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した特定支出のうちその年の12月31日ににおいてまだ提供を受けていない役務に対応するものの額は、その年中の特定支出の額の合計額に算入することはできません。

※ 特定支出控除を適用し、かつ、公的年金等の雑所得の金額がある方が、所得金額調整控除額を計算する場合における給与所得控除後の給与等の金額は、特定支出控除を適用しないで計算した金額となります。

※ 所得金額調整控除は、特定支出控除を適用して計算した給与所得の金額から控除します。

## 2 特定支出の種類と内容

特定支出控除の対象となる「特定支出」とは、給与所得者の次に掲げる支出をいいます。

ただし、①その支出について、給与等の支払者により補填される部分があり、かつ、その補填される部分につき所得税が課されない場合におけるその補填される部分、②その支出について、雇用保険法による教育訓練給付金や母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子（父子）家庭自立支援教育訓練給付金が支給される部分は、特定支出には含まれません。

(注) 給与等の支払者により補填される部分について、特定支出をした年分の確定申告書を提出する時までに金額が確定していない場合には、その補填される部分の金額の見込額に基づいてその年中の特定支出の額を計算します。この場合において、後日、その補填される部分の金額の確定額とその見込額とが異なることになったときは、遡及してその特定支出の額を訂正（修正申告又は更正の請求）することになります。

### (1) 通勤費

通勤のために必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のための支出（航空機の利用に係るものをお除きます。）で、その通勤の経路及び方法がその方の通勤に係る運賃、時間、距離その他の事情に照らして最も経済的かつ合理的であることにつき給与等の支払者により証明がされたもののうち、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額に相当する支出（以下「通勤費」といいます。）

#### イ 交通機関を利用する場合

その年中の運賃及び料金の額の合計額

ただし、この合計額が1月当たりの定期乗車券又は定期乗船券の価額の合計額を超えるときは、その定期乗車券等の価額の合計額

(注) 特別車両料金、特別船室料金その他鉄道等の客室の特別の設備の利用料金（寝台料金で6,600円（令和元年9月30日以前に支出するものについては、6,480円）以下のものを除きます。以下「特別車両料金等」といいます。）は、特定支出控除の対象となりません。

#### ロ 自動車その他の交通用具を使用する場合

給与等の支払者により証明がされた経路及び方法により交通用具を使用するために支出する燃料費及び有料道路の料金の額並びにその交通用具の修理のための支出（資本的支出に相当する部分及びその方の故意又は重大な過失により生じた事故に係るものを除きます。）でその方の通勤に係る部分の額のその年中の合計額（自動車の減価償却費や自動車税は含まれません。）

#### ハ 交通機関を利用するほか、併せて自動車その他の交通用具を使用する場合

イにより計算した金額及びロにより計算した金額の合計額

### 《留意点》

○ 特別急行料金は「特別車両料金等」に当たらないため、特定支出控除の対象となります。

(注) 次の(2)の「職務上の旅費」、(3)の「転居費(転任に伴うもの)」及び(6)の「帰宅旅費(単身赴任に伴うもの)」についても同じです。

○ 年をまたがる期間の定期乗車券又は定期乗船券を購入した場合には、その購入価額のうちそれぞれの年の有効期間に対応する部分の金額をそれぞれの年の特定支出の金額として計算します。

○ 回数乗車券の購入価額については、購入時にその全額を特定支出の金額とするのではなく、実際に回数乗車券を使用した時に、その購入価額のうちその使用した回数乗車券に対応する部分に相当する金額をその時の特定支出の金額として計算します。

(注) 次の(2)の「職務上の旅費」、(3)の「転居費(転任に伴うもの)」及び(6)の「帰宅旅費(単身赴任に伴うもの)」についても同じです。

### (2) 職務上の旅費

勤務する場所を離れて職務を遂行するために直接必要な旅行であることにつき給与等の支払者によって証明がされたもののうち、その旅行に係る運賃、時間、距離その他の事情に照らして最も経済的

かつ合理的と認められる通常の経路及び方法によるものに要する次に掲げる支出（以下「職務上の旅費」といいます。）

- ① その旅行に要する運賃及び料金（特別車両料金等及び航空機の客室の特別の設備の利用についての料金を除きます。）
- ② その旅行に要する自動車その他の交通用具の使用に係る燃料費及び有料の道路の料金
- ③ ②の交通用具の修理のための支出（その旅行に係る部分に限り、資本的支出に相当する部分及びその方の故意又は重大な過失により生じた事故に係るものを除きます。）

#### 《留意点》

- 運賃及び料金のうち、特別車両料金等及び航空機の客室の特別の設備の利用についての料金は、特定支出控除の対象となりません。

このため、例えば、航空機のいわゆるファーストクラス等の料金は、客室の特別の設備の利用についての料金に該当するため、特定支出控除の対象とはなりません。

（注）次の（3）の「転居費（転任に伴うもの）」及び（6）の「帰宅旅費（単身赴任に伴うもの）」についても同じです。

#### （3）転居費（転任に伴うもの）

転任に伴うものであることにつき給与等の支払者により証明がされた転居のための支出のうち、転任の事実が生じた日以後1年以内にする転居のための自己又はその配偶者その他の親族に係る支出で次に掲げる金額に相当するもの（以下「転居費」といいます。）

- イ 転居のための旅行に通常必要であると認められる運賃及び料金（特別車両料金等及び航空機の客室の特別の設備の利用料金を除きます。）の額
- ロ 転居のために自動車を使用することにより支出する燃料費及び有料道路の料金の額
- ハ 転居に伴う宿泊費の額（通常必要であると認められる額を著しく超える部分を除きます。）
- ニ 転居のための生活の用に供する家具その他の資産の運送に要した費用（これに付随するものを含みます。）の額

#### 《留意点》

- 梱包材料の購入費用や運送中の家具の損傷を保険の目的とする損害保険契約の保険料などの運送に付随する費用は、特定支出控除の対象となりますですが、壁の塗り替えや畳替えのための費用は、生活の用に供する資産の運送に付随するものではありませんので、特定支出控除の対象とはなりません。

#### （4）研修費

職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得することを目的として受講する研修（人の資格を取得するためのものを除きます。）であることにつき給与等の支払者又はキャリアコンサルタントにより証明がされたものための支出（以下「研修費」といいます。）

#### 《留意点》

- 「受講する研修」とは、第三者が自己の有する技術又は知識を不特定多数の方に習得させることを目的として開設されている講座等において、その第三者から訓練又は講習を受けることにより、その技術又は知識を習得する、いわば受動的立場での研修をいいます。

- 特定支出控除の対象となる研修を受講するための交通費も特定支出控除の対象となります。その交通費が研修を受けるために必要な支出であるかどうかは、その研修の内容、旅行経路、旅行期間等を総合勘案して実質的に判断することになります。

(注) 次の(5)の「資格取得費(人の資格を取得するための費用)」についても同じです。

- キャリアコンサルタントが証明する研修費については、雇用保険法第60条の2第1項に規定する教育訓練に係る部分に限ります。

(注)1 「キャリアコンサルタント」とは、キャリアコンサルタントの名称を用いて、キャリアコンサルティングを行うことを業とする者をいいます。

2 次の(5)の「資格取得費(人の資格を取得するための費用)」についても同じです。

#### (5) 資格取得費(人の資格を取得するための費用)

人の資格を取得するための支出で、その支出がその方の職務の遂行に直接必要なものであることにつき給与等の支払者又はキャリアコンサルタントにより証明がされたもの(以下「資格取得費」といいます。)

##### 《留意点》

- 年をまたがる授業を受ける場合に、その授業の授業料等の支出をしたときには、入学金など入学に際して一括で支払うこととされているものを除き、その支出した金額のうちそれぞれの年に対応する部分の金額をそれぞれの年の特定支出の金額として計算します。

(注) 授業料等が未払の場合は、その年中に支出をしていませんので、特定支出には該当しません。

- 資格を取得するための支出については、結果として資格の取得が出来なかった場合であっても、特定支出となります。

#### (6) 帰宅旅費(単身赴任に伴うもの)

転任に伴い次の①に掲げる場合に該当することとなったことにつき給与等の支払者により証明がされた場合におけるその方の勤務する場所又は居所と配偶者その他の親族が居住する場所との間のその方の旅行で、運賃、時間、距離その他の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法によるものに要する次の②に掲げる支出(以下「帰宅旅費」といいます。)

##### ① 転任に伴い次に掲げることとなった場合

- イ 生計を一にする配偶者との別居を常況とすることとなった場合
- ロ 配偶者と死別・離婚した後婚姻していない方や配偶者の生死が明らかでない方が、次に掲げる方との別居を常況とすることとなった場合
  - (イ) 生計を一にする所得金額の合計額が48万円以下の子
  - (ロ) 生計を一にする特別障害者である子

##### ② その旅行に要する次に掲げる支出

- イ 運賃及び料金(特別車両料金等及び航空機の客室の特別の設備の利用についての料金を除きます。)
- ロ 自動車その他の交通用具の使用に係る燃料費及び有料の道路の料金

##### 《留意点》

- 帰宅旅費は、その方の勤務する場所又は居所と生計を一にする配偶者その他の親族が居住する場所との間の旅行に要する支出であることが必要とされています。したがって、例えば、大阪から東京に単身赴任している方が、3か月の間仙台の工事現場に勤務することとなったような場合は、仙台の工事現場がその方の勤務する場所となりますので、仙台・大阪間の旅費が特定支出控除の対象となります。

#### (7) 勤務必要経費

次に掲げる支出(その支出の額の合計額が65万円を超える場合には、65万円までの支出に限ります。)で、その支出がその方の職務の遂行に直接必要なものであることにつき給与等の支払者により証明がされたもの(以下「勤務必要経費」といいます。)

#### イ 図書費

次に掲げる図書で職務に関連するものを購入するための支出（以下「図書費」といいます。）

- (イ) 書籍
- (ロ) 新聞、雑誌その他の定期刊行物
- (ハ) (イ)及び(ロ)に掲げるもののほか、不特定多数の方に販売することを目的として発行される図書

#### 《留意点》

- 「書籍」とは、専門分野において知識を維持発展させるために必要な専門書などをいいます。
- 「新聞、雑誌その他の定期刊行物」とは、金融や産業などの特定分野を重点に扱う専門紙（業界紙）などをいいます。  
一般日刊紙を購入するための支出については、記事の内容等からその方の職務に関連するものであり、かつ、その方の職務の遂行に直接必要なものは特定支出になります。
- (ハ)に該当する図書とは、商業、工業、建築などの企業においてデザイン部門を担当する方がその職務の参考とするための写真集や、営業部門を担当する方が営業に使用するための地図などをいいます。

（注）電子版の図書についてもその購入するための支出については特定支出となりますが、その記事等を閲覧するためのパソコンなどの機器を購入するための支出については、特定支出とはなりません。

#### ロ 衣服費

次に掲げる衣服で勤務場所において着用することが必要とされるものを購入するための支出（以下「衣服費」といいます。）

- (イ) 制服
- (ロ) 事務服
- (ハ) 作業服
- (ニ) (イ)から(ハ)までに掲げるもののほか、給与等の支払者により勤務場所において着用することが必要とされる衣服

#### 《留意点》

- 「勤務場所において着用することが必要とされる衣服」とは、勤務場所において着用するよう定められている衣服をいいます。

なお、社内規定等の明文の定めがない場合であっても、勤務場所においては背広などの特定の衣服を着用することが必要であることについて就職時における研修などで説明を受けているときや、勤務場所における背広などの特定の衣服の着用が慣行であるときなどは、その背広など特定の衣服を購入するための支出は、その支出がその方の職務の遂行に直接必要なものであることについて給与等の支払者により証明がされたものは、特定支出となります。

ただし、勤務場所におけるいわゆる私服の着用が慣行であるときの、その私服を購入するための支出は特定支出とはなりません。

#### ハ 交際費等

交際費、接待費その他の費用で、給与等の支払者の得意先、仕入先その他職務上関係のある方に対する接待、供應、贈答その他これらに類する行為（以下「接待等」といいます。）のための支出（以下「交際費等」といいます。）

#### 《留意点》

- 特定支出となる交際費等とは、次に掲げるような性格を有する支出をいいます。
  - (イ) 「接待等の相手方」が給与等の支払者の得意先、仕入先その他職務上関係のある方であること
  - (ロ) 「支出の目的」が給与等の支払者の得意先、仕入先その他職務上関係のある方との間の親睦等を密にして取引関係の円滑化を図ることであること

- (ハ) 「支出の基となる行為の形態」が、接待、供應、贈答その他これらに類するものであること  
(注) 職場における同僚との親睦会や同僚の慶弔ための支出、労働組合の組合費等の支出は、特定支出とはなりません。

## ② 特定支出控除を受けるための手続

特定支出控除は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書（以下「申告書等」といいます。）にその適用を受ける旨及び特定支出の額の合計額を記載するとともに、特定支出に関する明細書及び給与等の支払者又はキャリアコンサルタントの証明書の添付がある場合に限り適用することができます。確定申告に当たっては、確定申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「所法57の2」と記入して特定支出の合計額を記入し、「給与所得者の特定支出に関する明細書」及び「給与等の支払者の証明書」又は「キャリアコンサルタントの証明書」を確定申告書に添付するとともに、「搭乗・乗車・乗船に関する証明書」及び「特定支出につきこれを領収した者の領収を証する書類その他の特定支出の事実及び支出した金額を証する書類（以下「領収書等」といいます。）」を確定申告書に添付するか又は確定申告の際に提示することが必要です。

このため、特定支出控除の適用を受けようとする場合は、「特定支出に関する証明の依頼書」を勤務先又はキャリアコンサルタントに提出して、「給与等の支払者の証明書」又は「キャリアコンサルタントの証明書」の交付を受け、領収書等とともに保存しておく必要があります。

このほか、「帰宅旅費」について特定支出控除を受けようとする場合は、搭乗券・乗車券・乗船券等とともに、「搭乗・乗車・乗船に関する証明の依頼書」を搭乗する際の空港の各会社のカウンター、乗車した列車の車掌、降車駅の精算所などに提出して、「搭乗・乗車・乗船に関する証明書」の交付を受け、それを保存しておく必要があります。ただし、鉄道、船舶又は自動車を利用した場合で、一の交通機関の利用に係る運賃及び料金の額の合計額が1万5千円未満のときは、その証明を受ける必要はありません。

(注) 1 「給与等の支払者の証明書」、「搭乗・乗車・乗船に関する証明書」などの様式及びその記入の仕方については、8ページ以降をご覧ください。

なお、これらの用紙は、国税庁ホームページからダウンロードできます。また、「搭乗・乗車・乗船に関する証明書」の用紙については、旅客運送事業者が作成した用紙（搭乗、乗車又は乗船した年月日及び利用した区間が証明できるものに限ります。）により証明することとしている場合はその用紙を使用しても差し支えありません。

2 「キャリアコンサルタントの証明書」の様式及びその記入の仕方については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

### 《留意点》

- 特定支出控除を受けるためには、特定支出の全てについて領収書等を確定申告書に添付するか又は確定申告の際に提示することが必要とされていますが、電車や船などの運賃で、1回の乗車・乗船の金額が1,000円以下のものについては領収書等の添付又は提示がなくても差し支えありません（ただし、その運賃の支払年月日、支払先及び支払金額並びに経路及び方法等について記録しておくことが必要です。）。
- 領収書等には、いわゆる領収書のほか、銀行振込の際に受ける払込受取書など、その支出の事実及び支出した金額を証する書類も含まれます。通勤定期乗車券のコピーやいわゆる定期乗車券購入証明書についても、その支出の事実及び支出した金額を明らかにできるものであれば、それを領収書の代わりに添付又は提示することとしても差し支えありません。
- 「帰宅旅費」については、領収書等に加えて「搭乗・乗車・乗船に関する証明書」の添付が必要とされています。

なお、鉄道・船舶・自動車を利用する場合、「搭乗・乗車・乗船に関する証明書」は、一の交通機関の利用に係る運賃及び料金の額が1万5千円以上のものに限り必要とされています。

(注) 1 JR各社の場合は合わせて一の交通機関として判定しますが、それ以外の旅客運送事業者についてはそれぞれの旅客運送事業者ごとに判定します。

2 1万5千円以上であるかどうかは、一般的には、実際に支払った片道の運賃及び料金により判定することとなります。回数乗車券や往復割引乗車券のような場合には、支払った金額を利用可能回数で除した金額により判定します。

3 JR各社の鉄道からJR各社以外の旅客運送事業者の鉄道へ乗り継ぎをする場合（乗り継ぎの際にJR各社の鉄道の乗車券が回収される場合を除きます。）において、JR各社に係る運賃及び料金の合計額が1万5千円以上であるときは、「搭乗・乗車・乗船に関する証明書」はJR各社において交付を受けることになりますが、その乗り継ぎをするJR各社以外の旅客運送事業者において交付を受けることとしても差し支えありません。

# 1 給与等の支払者の証明書

(裏面)

③ 雜

## 年分 特定支出（通勤費）に関する証明書

### （兼・特定支出（通勤費）に関する証明の依頼書）

特定支出控除を受けられる方へ

#### 年分 特定支出（通勤費）に関する証明の依頼書

私の通勤の経路及び方法が次のとおりであることを並びにその経路及び方法が運賃、時間、距離その他の事情に照らして最もも経済的かつ合理的であることを証明してください。

勤務する場所	区間（経由）	方法	運賃等	時間	距離
フリ 姓 氏 名	～( )	( )	( ) 円	( ) 分	km
通勤の経路	～( )	( )	( )	( )	
及び方法等	～( )	( )	( )	( )	
	～( )	( )	( )	( )	
	～( )	( )	( )	( )	
備考					

○下の証明書は、切り離さないでください。

#### 年分 特定支出（通勤費）に関する証明書

上記の者の通勤の経路及び方法が上記のとおりであること並びにその経路及び方法が運賃、時間、距離その他の事情に照らして最もも経済的かつ合理的であることを証明します。

（給与等の支払者）

所在地

名称

1 給与所得者がが所得税法第 57 条の 2 の規定に基づいて、通勤費につき特定期間を受けて証明書に添付する場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、給与等の支払者に提出してください。

2 書き方

(1) 「勤務する場所」欄には、勤務する会社や事務所、工場等の所在地を記入します。

(2) 「区間（経由）」欄には、通勤の順路に従って上から順に記入します。

(3) 「方法」欄には、徒步・〇〇線・〇〇電鉄・自動車等の別を記入します。

(4) 「運賃等」の欄には、まず（ ）内に定期券・回数券・ガソリン代・有料道路料金等の別を記入した上で、1月当たりのその支出金額を記入します。

(注) 定期券を使用できる交通機関を利用する場合で定期券を使用しない場合には、それを使用するとした場合の定期券の種類と1月当たりの価額を「備考」欄に記入してください。

(5) 「給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額」欄には、通勤費の支出につき勤務先から補填される部分の金額で所得税が課されない部分があるときにその金額を記入します。

#### 給与等の支払者の方へ

給与所得者からこの依頼書の提出があった場合には、記載事項が適正に記載されていることを確認した上、その者の通勤の経路及び方法が運賃、時間、距離その他の事情に照らして最も経済的かつ合理的であると認められる場合に、所定の事項を記入等して証明書を依頼した給与所得者に交付してください。

(2) 特定支出（職務上の旅費）に関する証明書  
(兼・特定支出（職務上の旅費）に関する証明の依頼書)

(裏面)

年分 特定支出（職務上の旅費）に関する証明の依頼書

私のした旅行が勤務する場所を離れて職務を遂行するために直接必要なものであることを  
証明してください。

① フリ ガ+ 氏 名	住 所 (又は居所)
勤務する場所	
② 職務を遂行 した場所	旅行期間
給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額	円
③ 職務を遂行 した場所	旅行期間
給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額	円
④ 職務を遂行 した場所	旅行期間
給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額	円
⑤ 職務を遂行 した場所	旅行期間
給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額	円
備 考	次葉がある場合 (全 枝のうち 枚目)

◎下の証明書は、切り離さないでください。

年分 特定支出（職務上の旅費）に関する証明書

上の者のした旅行が勤務する場所を離れて職務を遂行するために直接必要なものであるこ  
と等を証明します。  
(給与等の支払者)

所在地 \_\_\_\_\_  
名 称 \_\_\_\_\_

特定支出控除を受けられる方へ

- 給与所得者が所得税法第57条の2の規定に基づいて、職務上の旅費につき特定支出控除を受  
けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、給与等の支払者に提出して証明を受  
け、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付してください。  
なお、修正申告書又は更正請求書の提出に当たっては、先の確定申告書、修正申告書又は更正  
請求書に添付している証明書を再度添付する必要はありません。

2 書き方

- (1) 勤務する場所や事務所、工場等の所在地を記入します。  
(2) 職務を遂行した場所には、勤務する場所を離れて職務を遂行した場所を記入します。  
なお、職務を遂行した場所が6ヶ所以上ある場合は、この依頼書を複数枚使用の上、「次葉  
がある場合」欄の「(全 枝のうち 枚目)」の左側の空白に使用した依頼書の総枚数を、右側  
の空白に該当する依頼書の頁数を記入してください。
- また、使用しない箇所については、斜線を引いてください。
- (3) 「旅行期間」欄には、上記(2)の職務を遂行した場所に係るその旅行期間を記入してください。
- (4) 「給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額」欄には、  
職務上の旅費の支出につき勤務先から補填される部分の金額で所得税が課されない部分の金額  
があるときにその金額を記入します。

給与等の支払者の方へ

- 給与所得者からこの依頼書の提出があった場合には、記載事項が適正に記載されているこ  
とを確認した上で、勤務する場所を離れて職務を遂行するために直接必要なものであると認められ  
る場合に、所定の事項を記入等して証明書を依頼した給与所得者に交付してください。  
(注) 依頼書が複数枚ある場合は、最後の依頼書に係る証明書にのみ所定の事項を記入等してくだ  
さい。

(3) 特定支出（転居費）に関する証明書  
(兼・特定支出（転居費）に関する証明の依頼書)

(裏面)

年分 特定支出（転居費）に関する証明の依頼書

私が次のとおり転任に伴い転居したこと等を証明してください。

アリ 氏 名	ガナ 名	転任年月日	年 月 日
転 任 前 勤務する場所 住 所 (又は居所)			
転 任 後 勤務する場所 住 所 (又は居所)			
備 考			円

○以下の証明書は、切り離さないでください。

年分 特定支出（転居費）に関する証明書

上の者が上記のとおり転任に伴い転居したこと等を証明します。

(給与等の支払者)  
所在地 \_\_\_\_\_  
名 称 \_\_\_\_\_

#### (4) 特定支出（研修費）に関する証明書

(裏面)

#### （兼・特定支出（研修費）に関する証明の依頼書）

年分 特定支出（研修費）に関する証明の依頼書

私の受講する次の研修が職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得するためのものであることを証明してください。

研修名 及び 内容	住 所 (又は居所)
.....	
研修を行 う 者 の 名 称	
研修の場所	
研修の期間	
給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額	円
備 考	

◎下の証明書は、切り離さないでください。

年分 特定支出（研修費）に関する証明書

上記の者が受講する上記の研修が職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得するためのものであることを証明します。

年 月 日

(給与等の支払者)

所在 地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

特定支出控除を受ける方へ

- 1 給与所得者が所得税法第 57 条の 2 の規定に基づいて、研修費につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、給与等の支払者に提出して証明を受け、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付してください。  
なお、修正申告書又は更正請求書の提出に当たっては、先の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付している証明書を再度添付する必要はありません。
- 2 書き方  
「給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額」欄には、研修費の支出につき勤務先から補填される部分の金額で所得税が課された部分の金額があるときにその金額を記入します。

給与等の支払者の方へ

- 給与所得者からこの依頼書の提出があつた場合には、記載事項が適正に記載されていることを確認した上、その者の受講する研修が職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得するためのものであると認められる場合に、所定の事項を記入等して証明書を依頼した給与所得者に交付してください。

(5) 特定支出（資格取得費）に関する証明書  
(兼・特定支出（資格取得費）に関する証明の依頼書)

(裏面)

年分 特定支出（資格取得費）に関する証明の依頼書

特定支出控除を受けられる方へ

私の次の資格の取得が職務の遂行に直接必要なものであることを証明してください。  
年分 特定支出（資格取得費）に関する証明の依頼書

資格の名称	給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額	円
備考	④下の証明書は、切り離さないでください。	

- 1 給与所得者が所得税法第 57 条の 2 の規定に基いて、資格取得費につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、給与等の支払者に提出して説明を受け、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付してください。
- 2 なお、修正申告書又は更正請求書の提出に当たっては、先の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付している証明書を再度添付する必要はありません。

給与等の支払者の方へ

給与所得者からこの依頼書の提出があつた場合は、記載事項が適正に記載されていることを確認の上、その者の資格の取得が職務の遂行に直接必要なものであると認められる場合に、所定の事項を記入等して証明書を依頼した給与所得者に交付してください。

年分 特定支出（資格取得費）に関する証明書

上記の者の上記の資格の取得が職務の遂行に直接必要なものであることを証明します。

(給与等の支払者)

所在地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

## (6) 特定支出（帰宅旅費）に関する証明書

### （兼・特定支出（帰宅旅費）に関する証明の依頼書）

年分 特定支出（帰宅旅費）に関する証明の依頼書

私が次のとおり転任に伴い生計を一にする配偶者等との別居を常況とすることとなつたこと等について証明してください。

年分	特定支出（帰宅旅費）に関する証明の依頼書
転任前に居住する場所	転任後居住する場所
転任前に居住する場所	転任後居住する場所
備考	

◎下の証明書は、切り離さないでください。

特定支出（帰宅旅費）に関する証明書

年分

特定支出（帰宅旅費）に関する証明書

上記の者が上記のとおり転任に伴い生計を一にする配偶者等との別居を常況となることとなつたこと等について証明します。

（給与等の支払者）

所在地

名 称

## （裏面）

### 特定支出控除を受けられる方へ

1 給与所得者が所得税法第 57 条の 2 の規定に基づいて、帰宅旅費につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、給与等の支払者に提出して証明を受け、確定申告書又は更正請求書に添付してください。

なお、修正申告書又は更正請求書の提出に当たっては、先の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付している証明書を再度添付する必要はありません。

#### 2 書き方

(1) 「転任年月日」欄には、転任の事実が生じた日を記入します。

(2) 「転任前」及び「転任後」の「勤務する場所」欄には、転任前及び転任後の勤務する会社や事務所、工場等の所在地を記入します。また、「住所（又は居所）」欄には、あなたの住所又は居所を記入します。

(3) 「転任に伴い別居する者」欄には、次により記入します。

イ 「氏名」欄には、転任に伴い次のいずれかの場合に当てはまるときに、それぞれ次に掲げる者の氏名を記入し、「性別」欄は、その当時はまる番号を○で囲みます。

I 生計を一にする配偶者との別居を常況とすることとなつた場合……その配偶者  
II 配偶者と死別・離婚した後婚姻していない者や配偶者の生死が明らかでない者が、生計を一にする子で総所得金額等の合計額が 48 万円以下の者との別居を常況とすることとなつたとき……その子  
III 配偶者と死別・離婚した後婚姻していない者や配偶者の生死が明らかでない者が、生計を一にする子で特別障害者であるとの別居を常況とすることとなつた場合……その子

ロ 「居住する場所」欄には、「氏名」欄に記載した者の居住する場所を書きます。  
(4) 「給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額」欄には、帰宅旅費の支出につき勤務先から補填される部分の金額で所得税が課されない部分の金額があるときにはその金額を記入します。

### 給与等の支払者の方へ

給与所得者からこの依頼書の提出があつた場合は、記載事項が適正に記載されていることを確認した上で、所定の事項を記入等して証明書を依頼した給与所得者に交付してください。

(7) 特定支出（勤務必要経費（図書費））に関する証明書  
(兼・特定支出（勤務必要経費（図書費））に関する証明の依頼書)

(裏面)

年分 特定支出（勤務必要経費（図書費））に関する証明書

特定支出控除を受けられる方へ

私の購入する次の図書が職務の遂行に直接必要なものであることを等を証明してください。

フリ 名 氏	姓 名	住 所 (又は居所)
図 書 名 及 び 内 容	.....	
職 務 の 内 容	.....	
給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額	_____	円
備 考	_____	_____

◎下の証明書は、切り離さないでください。

- 1 給与所得者が所得税法第 57 条の 2 の規定に基づいて、勤務必要経費（図書費）につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、給与等の支払者に提出して証明を受け、確定申告書又は更正請求書に添付してください。
- 2 給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額欄には、勤務必要経費（図書費）の支出につき勤務先から補填される部分の金額で所得税が課されない部分の金額があるときにその金額を記入します。
- 3 勤務必要経費について  
勤務必要経費については、図書費、衣服費及び交際費等の合計額が 65 万円を超える場合には、65 万円が特定支出となります。

給与等の支払者の方へ

- 給与所得者からこの依頼書の提出があった場合には、記載事項が適正に記載されていることを確認した上、その者の購入する図書が職務の遂行に直接必要なものであると認められる場合に、所定の事項を記入等して証明書を依頼した給与所得者に交付してください。

年分 特定支出（勤務必要経費（図書費））に関する証明書

上記の者が購入する上記の図書が職務の遂行に直接必要なものであることを証明します。

(給与等の支払者)

所在地 \_\_\_\_\_  
名 称 \_\_\_\_\_

年 月 日

(8) 特定支出（勤務必要経費（衣服費））に関する証明書  
(兼・特定支出（勤務必要経費（衣服費））に関する証明の依頼書)

(裏面)

年分 特定支出（勤務必要経費（衣服費））に関する証明書

私の購入する次の衣服が職務の遂行に直接必要なものであることを等を証明してください。

フリ 氏 名	姓 名	住 所 (又は居所)
衣 服 種 類	衣服 の 種 類	.....
職 務 の 内 容	給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額	円
備 考		

②下の証明書は、切り離さないでください。

特定支出控除を受けられる方へ

- 1 給与所得者が所得税法第57条の2の規定に基づいて、勤務必要経費（衣服費）につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、給与等の支払者に提出して証明を受け、確定申告書又は更正請求書に添付してください。  
なお、修正申告書又は更正請求書の提出に当たっては、先の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付している証明書を再度添付する必要はありません。
- 2 書き方  
「衣服の種類」欄には、その勤務必要経費（衣服費）が特定支出となることが分かるよう具体的に記入して下さい。  
「給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額」欄には、勤務必要経費（衣服費）の支出につき勤務先から補填される部分の金額で所得税が課されない部分の金額があるときにつき記入します。
- 3 勤務必要経費について  
勤務必要経費については、図書費、衣服費及び交際費等の合計額が 65 万円を超える場合には、65 万円が特定支出となります。

給与等の支払者の方へ

- 給与所得者からこの依頼書の提出があった場合には、記載事項が適正に記載されていることを確認した上、その者の購入する衣服が職務の遂行に直接必要なものであると認められる場合に、所定の事項を記入して証明書を依頼した給与所得者に交付してください。

年分 特定支出（勤務必要経費（衣服費））に関する証明書

上記の者が購入する上記の衣服が職務の遂行に直接必要なものであることを等を証明します。

(給与等の支払者)

所在地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

(9) 特定支出（勤務必要経費（交際費等））に関する証明書  
(兼・特定支出（勤務必要経費（交際費等））に関する証明の依頼書)

(裏面)

年分 特定支出（勤務必要経費（交際費等））に関する証明書

特定支出控除を受けられる方へ

私の支出する次の接待等のための支出が職務の遂行に直接必要なものであることを証明して下さい。

年 分	内 容	住 所 (又は居所)	金 額
接待等 に つ い て 相 手 方 と の 関 係	フリ ガナ 名 姓 内 容		円
	相 手 方 の 氏 名 ・ 名 称		
	相 手 方 と の 関 係		
職 務 の 内 容	給 与 等 の 支 払 者 の 内 容	給 与 等 の 支 払 者 に よ り 補 填 さ れ る 部 分 に つ き 所 得 税 が 課 さ れ な い 部 分 の 金 額	金 額

◎下の証明書は、切り離さないで下さい。

年分 特定支出（勤務必要経費（交際費等））に関する証明書

上記の者が支出する上記の接待等のための支出が職務の遂行に直接必要なものであることを証明します。

(給与等の支払者)

年 月 日

所在 地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

## 2 塔乗・乗車・乗船に関する証明書

(裏面)

### (兼・塔乗・乗車・乗船に関する証明の依頼書)

搭乗・乗車・乗船に関する証明の依頼書

特定支出控除を受けられる方へ

搭乗  
乗車  
したことを証明してください。  
私が次のとおり  
乗船

氏名	年 月 日		
住 所(又は居所)	年 月 日		
利 用 区 間	～	(経由)	日
乗 車 等 の 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

依頼書の提出先	1 乗車した列車の車掌 2 降車駅の精算所 3 空港の各会社のカウンター 4 その他(○で囲んでください。)
---------	---

搭乗・乗車・乗船に関する証明書

上記のとおり搭乗、乗車又は乗船したことを証明します。

証明者

1 給与所得者が所得税法第57条の2の規定に基づいて、帰宅旅費につき特定支出控除を受けるようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、搭乗券・乗車券・乗船券等とともに、乗車した列車の車掌、降車駅の精算所、搭乗券・乗車券・乗船券等と一緒に空港の各会社のカウンターなどに提出して証明を受け、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付してください。ただし、一の交通機関の利用（航空機の利用を除きます。）に係る運賃及び料金の合計額が1万5千円未満のときは、證明を受ける必要はありません。

なお、修正申告書又は更正請求書の提出に当たっては、先の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付している証明書を再度添付する必要はありません。

2 事き方

搭乗 したこと」の部分は、該当する文字を○で囲みます。  
(1) 主文中「私が次のとおり  
乗車 乗船

(2) 「乗車等の年月日」欄には、搭乗、乗車又は乗船した年月日を記入します。

(3) 「利用区間」欄には、一の交通機関ごとの利用した区間を記入します。

(4) 「依頼書の提出先」欄には、この依頼書の提出先を記入します。

証明の依頼を受けた方へ

この依頼書の提出があつた場合は、記載事項が適正に記載されていることを確認した上で、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次により記入等して証明書を依頼した方に交付してください。

1 列車の車内において証明を行う場合  
乗務する列車の番号、証明者の姓を記入します（証明者の認印の押印でも差し支えあります）。

2 降車駅の精算所において証明を行う場合  
駅名、証明者の姓を記入します（駅名小印や証明者の認印の押印でも差し支えあります）。

3 空港の各会社のカウンターにおいて証明を行う場合  
航空券の発行会社名、地名、証明者の姓を記入します（ハリデーシヨンスタンプの押印でも差し支えありません）。

4 その他の場所で証明を行う場合  
上記1～3に準じて記入等します。